

令和3年度 西原町ふるさと納税推進事業
一括代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

西原町ふるさと納税推進事業（以下「本事業」という。）は、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、返礼品を通して西原町（以下「本町」という。）の魅力を発信し、寄附者・寄附金の増加を図ろうとするものである。

西原町ふるさと納税推進事業一括代行業務（以下「本業務」という。）の委託実施にあたり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 令和3年度 西原町ふるさと納税推進事業一括代行業務 |
| (2) 事業内容 | 別紙「令和3年度 西原町ふるさと納税推進事業一括代行業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日～令和4年3月31日
ただし、契約締結日から令和3年3月31日までは、令和3年4月1日の運用開始のための準備期間とする。 |
| (4) 提案上限額 | ポータルサイト受付寄附額の10%以内
ただし、クレジットカード決済手数料等の寄附金収納に係る手数料は含まないものとする。
※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。この金額は、契約額等を示すものではない。 |
| (6) 担当者の条件 | 管理責任者及び主任担当者を置くこと。なお、主任担当者の下に担当者を複数配置することができる。 |

3 担当課

西原町役場総務部 企画財政課

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の1

電話番号 098-945-4533（直通） 担当 与那覇・玉那覇

FAX 番号 098-946-6086

電子メール furusato@town.nishihara.okinawa.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本町の現状を十分に把握し、具体的な提案等ができること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 西原町工事請負契約に係る指名停止の措置に関する要綱（平成 11 年 12 月 8 日要綱第 40 号）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 西原町暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 23 日条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した管理責任者及び主任責任者のほか、担当者を置いて業務に従事させることができる者であること。
- (8) 個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（(一財)日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。以下同じ。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- (9) 履行期間を遵守すること。
- (10) その他、本業務に係る関係法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5 参加表明書の作成及び提出方法等

(1) 提出書類

ア 参加表明書等・・・提出部数はすべて 1 部ずつ

提出書類	様式等
参加表明書	様式第 1 号
仕様書対応可否確認書	様式第 1 号添付書類 1
誓約書	様式第 1 号添付書類 2
会社の概要、経営規模等	様式第 2 号
会社の業務実績	様式第 3 号
業務実施体制表	様式第 4 号
管理責任者等の経歴及び実績	様式第 5 号
滞納のない証明書	法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書
プライバシーマーク等を認証取得している証書の写し。または社内の情報セキュリティ方針等その内容がわかるもの。	

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和3年1月6日(水)14時00分～1月14日(木)17時00分

イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は送付(いずれの方法でも提出期間内必着とする。)

6 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出書類

イ 企画提案書等

提出物		提出部数
様式第3号(会社の業務実績) ※ 参加表明書提出時のものと同じもの		9部
様式第6号(見積書) 《見積条件》ポータルサイトを経由し、クレジットカード決済により 800件・3,000万円の寄附があった場合の見積額とする。		
様式第7号(企画提案書)及びプレゼンテーションで使用する 資料(任意) ※「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載できる。		
参考資料	企業パンフレット等	1部
上記の電子 データ	上記企画提案書(様式第3号・6号・7号) 及び企画提案書添付書類のPDFファイル	1部 (CD-R)

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和3年1月6日(水)14時00分～1月20日(水)17時00分

イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は送付(いずれの方法でも提出期間内必着とする。)

エ 特記事項

追加資料等の提出を求めることがある。

7 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に必要な事

項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価、審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

質問内容を質問書（様式第8号）に記載の上、電子メールで提出。なお、電子メール送信後は必ず電話で送信した旨連絡すること。

ア 提出先

本要領3に掲げる担当課 furusato@town.nishihara.okinawa.jp

イ 受付期間

令和3年1月6日（水）14時00分～1月12日（火）17時00分

ウ 質問に対する回答

質問者に対し、令和3年1月13日（水）までに電子メールで回答を行う。

8 辞退届の提出

参加表明書（様式第1号）を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を本要領3に掲げる担当課に提出すること。（郵送可）

9 審査概要

受託候補者は、本町職員等にて構成された西原町ふるさと納税推進事業一括代行業務委託事業者特定審査会（以下「審査会」という。）により、以下の審査基準・方法で選定する。

(1) 審査基準

一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）については、(4)の審査項目について評価することとし、別途審査評価基準を設け評価点を設定する。

(2) 審査方法

審査会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行うものとする。

ア 一次審査（書類審査）

- ① 審査会は、企画提案書等を精査し、提案内容について一次審査評価基準に基づき各審査委員が審査し、その合計点数の上位3者程度（以下「二次審査対象者」という。）を選定する。申込者が3者以内の場合は、一次審査を省略することができる。
- ② 審査結果は、結果通知書により、企画提案者全員に通知するものとする。
- ③ 二次審査対象者に対し、二次審査の詳しい日程や時間を書面で通知する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 二次審査対象者に対して、審査会がプレゼンテーション審査を実施する。提案内容について二次審査評価基準に基づき各審査委員が審査を行い、その合計点数により、最優秀者及び次点者を選定する。
- ② プレゼンテーションは1者ずつの提案とし、1者の持ち時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分以内とする。
- ③ 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、本町から提供を求められた資料等については、この限りではない。
- ④ プレゼンテーションの説明者は、管理責任者又は主任担当者が行うこととし、補助者は1者について3名までとする。
- ⑤ プレゼンテーションにあたり必要な機材は、二次審査対象者が用意することとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本町で用意する。
- ⑥ 二次審査実施日において欠席した場合は、最優秀者から除外する。
- ⑦ 合計点数が最も高い者が2者以上ある場合は、審査会の合議によって順位を決定する。
- ⑧ 審査の結果、一定の基準に満たない場合は受託候補者として選定しない場合がある。

(3) 二次審査結果の通知

最優秀者に対し、選定通知書により、その旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった二次審査対象者に対しては、非選定通知書により、その旨を通知する。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査結果についての異議申立て等は一切受け付けない。

(4) 審査項目

ア 一次審査

- ① 業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 責任者・技術者評価
- ④ 仕様書対応可否確認書の確認
- ⑤ セキュリティ認証等

イ 二次審査

プレゼンテーション審査にあたって企画提案者は、以下の事項について説明を行うこと。

- ① 業務実施体制、寄附受付開始に向けた導入計画について

- ② 県内営業所等への配置、サポート体制について
- ③ 情報セキュリティ及び個人情報保護対策について
- ④ ふるさと納税一括代行業務受託実績について
- ⑤ 協力事業者の開拓及び返礼品の開発・拡充について
- ⑥ プロモーションについて
- ⑦ 自社の優位性について
- ⑧ 町の業務負担軽減について
- ⑨ 業務に要する費用について
- ⑩ 業務の理解度について

11 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての選定

本町は、最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の優先交渉者として選定し、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。この結果は、契約締結を保証するものではない。

契約に係る仕様書については、企画提案書及び優先交渉者からの提案内容をもとに作成し、見積書を徴したうえで、予算の範囲内において契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との契約協議が整わない場合、または本要領4の参加資格を失った場合は、二次審査結果の次点者を優先交渉者として再特定し、契約協議を行うこととする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ア 本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、本町と受託者が協議の上定めるものとする。
- イ 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ウ 企画提案書に記載した管理責任者及び主任担当者は、特別の理由により本町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、西原町契約規則によるものとする。

また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領12に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

12 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が受付期間内に提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領5に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めを反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

13 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和3年1月6日(水)
質問受付締切	1月12日(火)
参加表明書等の提出期限	1月14日(木)
一次審査結果通知	1月18日(月)
企画提案書の提出期限	1月20日(水)
二次審査（プレゼンテーション）	1月22日(金)
審査結果の通知	1月26日(火)
委託契約締結	2月1日(月)以降

14 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 書類提出に当たっての留意事項
 - ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本町はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はFAX若しくは電子メールで着信確認を行う等の対策を講じること。
 - イ 提出された企画提案書等は、受付期間内は自由に改編できるものとする。ただし、改編しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改めて改編された書類を提出すること。
 - ウ 企画提案書等の受付期間を過ぎた後は、改編できないものとする。
- (3) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、受付期間等が本要領の定めに適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。
- イ 提出された企画提案書等の著作権は提出者に帰属するものとし、企画提案者の同意を得た場合を除き公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、西原町情報公開条例に基づき公開することがある。
- ウ 本町は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。